

小牧市街路樹再生指針

概要版

【指針の目的】

全国的に高度成長期の昭和 40 年代以降、都市化の進展やモータリゼーションの進行などによる、都市の幹線道路沿いの環境悪化への対処として、良好な居住環境を形成するために街路樹の整備が本格的に進められてきました。

本市においても、道路整備の進捗に合わせ、街路樹の整備が進められ、都市の緑化に大きく貢献してきました。

しかし、近年、街路樹の一部は老朽化や大径木化、根上りによる舗装の持ち上がり、落ち枝・倒木の発生など様々な問題が表面化しています。

本指針は、市道犬山公園小牧線や市道北外山文津線などの本市が管理する街路樹の再生を行う際の基本的な考え方や方針を示すことを目的とします。



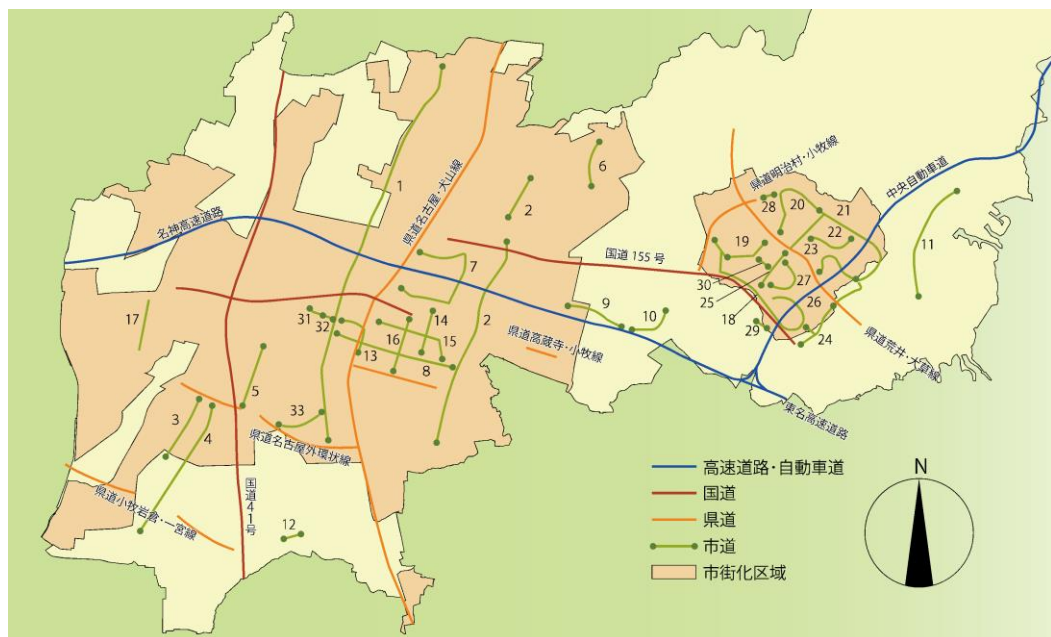
令和 4 年 12 月

令和 7 年 2 月一部改訂

小 牧 市

【対象路線】

対象とする路線は、街路樹台帳（平成 31 年 4 月現在）に記載のある 112 路線を対象とします。



■対象路線位置図

■主要市道街路樹一覧

No	名称	No	名称	No	名称
1	犬山公園小牧線	12	多気東町 1 4 号線	23	光ヶ丘五丁目 1 号線
2	北外山文津線	13	小牧駅西線	24	西洞線
3	小木 1 号線	14	二重堀北外山入鹿新田線	25	桃花台鳥居松線
4	小木 2 号線	15	小牧駅北線	26	城山四丁目 1 号線
5	川西一丁目 2 号線	16	小牧駅東線	27	城山一丁目 1 号線
6	春日井犬山線	17	一宮舟津線	28	篠岡二丁目 2 号線
7	小牧駅北環状線	18	古雅三丁目 1 号線	29	城山五丁目 2 8 号線
8	小牧駅前線	19	古雅二丁目 1 号線	30	桃ヶ丘一丁目 8 号線
9	郷西町 5 号線	20	篠岡二丁目 1 号線	31	小牧市之久田線
10	東山狩山戸線	21	篠岡一丁目 1 号線	32	宮前 4 号線
11	野口大山大草線	22	桃花台住区 5 号線	33	桜井郷中線

※この他に 80 の街路樹路線があります。

【街路樹の機能と効果】 ※街路樹の 6 つの機能

- ・緑陰形成機能
- ・景観向上機能
- ・交通安全機能
- ・生活環境保全機能
- ・自然環境保全機能
- ・防災対策機能

【SDGsとの関連性】 ※街路樹が寄与すると考えられる SDGs の目標



【街路樹の現状】

本市が管理する市道のうち、高木（一部中木を含む）の街路樹がある道路は、96 路線（街路樹台帳：平成 31 年 4 月現在）で 61 種の樹木が植樹されています。

■市内街路樹で植樹されている本数が多い樹種(上位 5 種)

種名	植樹本数 (本)	路線数 (路線)
トウカエデ	969	8
ハナノキ	788	7
ナンキンハゼ	685	8
モミジバフウ	644	6
イチョウ	575	5



トウカエデ



ハナノキ

■市内街路樹で植樹されている路線数が多い樹種(上位 5 種)

種名	路線数 (路線)	植樹本数 (本)
ハナミズキ	15	392
サザンカ	11	72
シラカシ	11	23
キンモクセイ	10	230
サルスベリ	10	38



ハナミズキ



サザンカ

【定期的な維持管理、樹木の更新】

本市の街路樹の定期的な維持管理は以下の項目で行っています。また、老朽木、枯死木については、適宜、伐採、補植により適宜更新を行っています。

■街路樹の維持管理項目

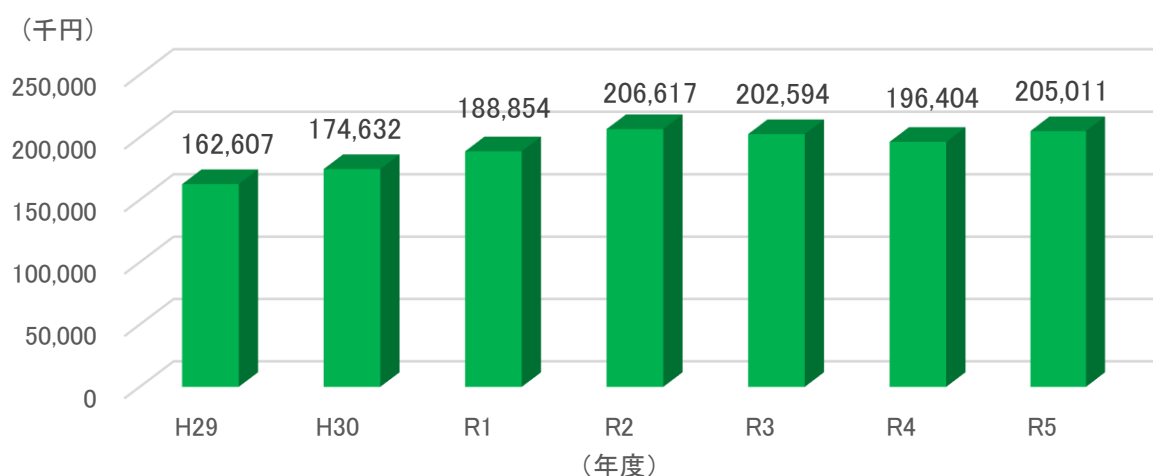
項目	頻度	時期等
高木剪定	年 1 回	・ 9～11 月：落葉直前の剪定を基本とする
高木薬剤散布	年 3 回	・ 6、7、10 月：散布後の害虫処理含む
支柱結束	年 1 回	・ 6 月：樹木の生育に合わせて結束位置を変更
低木刈込	年 1 回	・ 6 月 ※アベリアのみ年 3 回（適宜）
低木薬剤散布	年 1 回	・ 6 月：最も効果が得られる時期に実施
植込み除草	年 5 回	・ 5～9 月、2 月：目立つごみの回収含む
低木施肥	年 1 回	・ 2 月：化成肥料(N：P：K＝10：10：10)
除草剤散布	年 1 回	・ 2 月：低木に散布しないよう注意
灌水	適宜	・ 7～9 月



樹木の更新

【維持管理に係る費用】

本市の街路樹の定期的な維持管理、更新に係る費用は概ね以下のとおりとなっています。



【周辺環境への影響と対応】

街路樹の老朽化や大径木化による周辺環境への影響として、一般的には以下のようなものがあげられ、本市においても同様の影響が想定されます。

■街路樹による周辺環境への影響とその対応

周辺環境への影響	影響の内容	対応
① 大量の落ち葉等によるまちなみ景観の悪化	大量の落ち葉が清掃されないまま、道路や歩道に堆積したり、樹木の強剪定などにより、樹木本来の樹形(コブ、枝バランスの悪化)を失い、道路景観が損なわれることがある。	大量の落ち葉を清掃・除去するためには、多大な費用と日数がかかるため、桃花台を除く路線では、葉が紅葉、落葉する時期より前の9月ごろに剪定を行う。
② 倒木などによる事故リスクの増大	樹木の老朽化や、菌、病虫害の侵入による腐朽や枯れの進行により、倒木の恐れが生ずる恐れがある。	倒木事故のあった路線において、台風シーズンなどに倒木するおそれのあるプラタナスについて、順次伐採を行い、同じ落葉広葉樹のトウカエデによる補植を行っている。
③ 歩行者などの通行の妨げ	根上りによる舗装や縁石などの損傷や、幹の肥大化、枝の伸長による歩道の狭小化などで歩行者などの安全な通行を妨げる恐れがある。	根上りの影響により若干の舗装の亀裂や舗装、縁石の損傷などについては、樹木の伐根や舗装の修繕などの対応を適宜行う。
④ 交通の見通しの悪化	樹木の過密化により、交通安全施設(道路標識、信号など)の視認性が低下するおそれがある。	道路標識や信号などの交通安全施設の視認性を妨げる枝葉などについて、適宜剪定を行い、交通の見通しを確保している。

【関係法令等で定められている主な基準】

項目	基準	関係法令等
植樹帯の幅	標準幅員：1.5m ※おおむね 1m以上 2m以下：最低限 1.0m（縁石を含む、有効幅は縁石を除く約 0.7m）を確保する必要あり	道路構造令
植樹の間隔	※1 人工仕立て：6～8m 自然仕立て：10～12m 植樹桝：6～10m ※2 植樹桝の設置間隔 緑化目標として定めた樹冠幅に応じて 6～10m 間隔以上とし、隣接する樹木の樹冠が触れ合わない程度を目安に決定する	※1 道路構造令 ※2 愛知県「道路構造の手引き」
歩道幅員	標準幅員：2.0m ※歩道の幅員は車いす同士のすれ違いが可能な幅	道路構造令

■植樹帯及び植樹桝を原則設置しない箇所

主な箇所	植樹帯	植樹桝
道路の交差点または隅切り	端部から手前 6.0m、後方 4.0m以内の部分	端部から手前 6.0m、後方 4.0m以内の部分
横断歩道、自転車横断帯、	手前 24.0m、後方 4.0m以内の部分	手前 24.0m、後方 4.0m以内の部分
自動車乗入口	手前 6.0m、後方 4.0m以内の部分	手前 6.0m、後方 4.0m以内の部分
横断歩道橋および地下横断歩道	出入口から 3.0m以内の部分	出入口から 3.0m以内の部分
バス停留所標識柱	車両の進行方向に向かって手前 10.0m、後方 1.0mおよびバスの乗降に支障となる部分	バスの乗降に支障となる部分
電話ボックス、公衆便所の出入口、郵便ポスト	周囲 1.0m以内の部分	周囲 1.0m以内の部分
信号柱、街路灯	手前 4.0m以内には高木を植えないこと	4.0m以内の部分
消防施設	標準としてその周囲 1.0m以内の部分	標準としてその周囲 1.0m以内の部分

出典：「道路構造の手引き」（2023. 3. 31 改訂、愛知県建設部）

【街路樹に対する市民の意識】

「小牧市緑の基本計画」の改定に伴う、緑に関する市民アンケート（令和元（2019）年 11 月）によると、小牧市内において「守りたい・増やしたい緑」として「道路の緑（街路樹・植樹帯など）」と答えた市民は全体の約 3 割で、全体の 4 番目に高い割合となり、街路樹に関する自由意見では、「街路樹をもっと増やしてほしい」という意見のほかに、「落ち葉が散乱している」「木の剪定や除草をしっかりしてほしい」という管理に関する要望が多くみられました。

【街路樹再生に係る課題】

(1) 老朽木、支障木の速やかな更新

通過車両や歩行者の安全を確保するためにも、歩道幅員の確保や植樹間隔など各種植樹基準を考慮した上で、老朽木、支障木の速やかな更新が必要です。

(2) 樹種の検討

今後、老朽木、支障木を更新する際には、維持管理面にも配慮しながら、それぞれの路線ごとの特徴に合わせた樹種への変更が必要です。

(3) 適切な維持管理

街路樹が周辺に与える影響を未然に防ぐために、適切な維持管理を継続して行うことが必要であり、年々増加する維持管理費の抑制なども含め、持続可能で適切な維持管理を行うことが必要です。



【基本理念・再生方針】

本市の街路樹は、まちの発展とともに良好な街並み景観を形成しながら生長してきました。しかし、近年では、樹木の老朽化や大径木化、病虫害の侵入などにより、倒木被害も発生し、今のままでは、事故リスクが増大し、重大な事故につながる恐れも出てきています。

このような状況を踏まえ、本市における街路樹再生の基本理念は以下のとおりとする。

【基本理念】

**今の街並みから、将来の街並みへ
これからも彩り続ける**

また、基本理念に基づき、街路樹再生に係る課題への対応として、以下の再生方針を定めます。

【再生方針】

- 定期的な樹木診断を実施するとともに、歩道幅員の確保や植樹間隔などの植樹基準を考慮しながら、老朽木、支障木となる樹木の速やかな更新を順次行います。
- 老朽木、支障木の更新にあたっては、維持管理面と景観面のバランスを考慮しながら、街並みに調和する樹種を採用します。
- 剪定や補植など、適切な維持管理を定期的に継続して行います。

【再生方針の具体的な内容】

(1) 老朽木、支障木の速やかな更新

① 定期的な樹木診断の実施

- ・倒木などによる事故を未然に防ぐための定期的な樹木診断の実施。

② 歩行者の通行に配慮した歩道空間の確保

- ・幅員確保の支障となっている樹木の間伐、連続する植樹柵の単独柵への変更など、歩行者の通行に配慮した歩道空間の確保。交通安全上、必要であると判断される場合の横断防止柵やガードパイプなどの安全施設の適宜設置。

③ 視認性など安全の確保

- ・交差点付近や乗入付近における視認性などの安全を阻害している支障木についての適宜伐採。



交差点付近(信号、道路標識の
視認性の確保)



乗入付近の視認性の確保

(2) 街並みに彩りを添える樹種の検討

① 土地利用など地域性を考慮した樹種の選定

- ・樹種の更新に際する、対象路線の背後土地利用（住居系、商業系など）や近年における全国的な動向など、対象路線ごとの地域性を加味した樹種の選定。



ハナミズキ



イロハモミジ



シマトネリコ

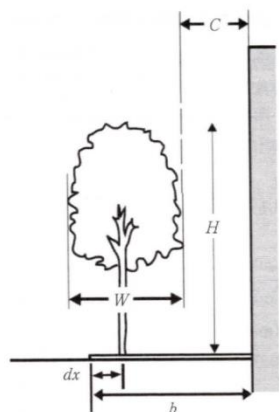
■近年、全国的によく利用される樹種

(3) 適切な維持管理の実施

① 管理目標樹形の設定

- 対象路線沿道の土地利用や樹種本来が持つ自然樹形などを考慮した、路線ごと、樹種ごとでの管理目標樹形の設定。

$$\text{伸長可能な枝張り (W)} = (b - dx - C) \times 2$$



沿道土地利用区分	C
オープンスペース 公共施設	0.0m
ビル街	0.5m
商店街	1.5m
住宅街	0.5m

■本市の街路樹で想定される主な樹木の自然樹形区分

樹形区分	主な樹種	樹高・枝張比
卵円形	プラタナス、トウカエデ、イロハモミジ、ハナミズキ、シマトネリコ、シラカシ、ハナノキ、モミジバフウ、キンモクセイ、サザンカ など	0.4~0.7
盃形（広卵形）	ケヤキ、ヤマボウシ、ナンキンハゼなど	0.5~0.7
円錐型	イチョウ など	0.2~0.4
不整形	サルスベリ	—

※樹高・枝張比＝枝張（W）／樹高（H）

② 剪定時期の設定

- 維持管理体制なども考慮に入れた、路線ごとでの適切な剪定時期を設定。



伐採前



伐採後

③ 維持管理のステップ

再生後の街路樹の維持管理については、経年変化に対応した管理作業が求められるため、以下の３段階に分けて維持管理を行います。

第１段階：植栽されてから根が活着するまでの活着期（おおむね植栽後 3～5 年）

- ・ 不十分な根の発達、生育不良や物理的な力による倒木などを考慮した、保護管理を重点的に実施。
- ・ 剪定する際には将来の管理目標樹形の骨格となる主枝と副主枝を決めながら、弱剪定による樹形形成の誘導。

第２段階：目標とする樹形や形状に生長するまでの育成期

- ・ 巡回・点検、病虫害防除、剪定、施肥といった育成管理など、継続的な維持管理の実施。
- ・ 管理目標樹形を維持するための剪定。

第３段階：目標とする樹形や形状が達成された後の成木維持期

- ・ 道路空間に適した街路樹を維持するための管理目標樹形への作り直しの実施。
- ・ 管理目標樹形より大きくなりすぎた街路樹の適切な高さや樹冠となるような縮小剪定（相似樹形仕立て）の実施及び、樹木の撤去、更新の適宜実施。

【街路樹再生の推進に向けて】

今後、本市の街路樹再生を推進していくために、再生が必要な路線ごとに以下の項目からなる「街路樹再生計画」を策定し、順次再生を図っていきます。

<再生計画の項目>

1. 計画の概要

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 1. 計画の目的 | 1. 2. 対象路線 |
| 1. 3. 沿革 | 1. 4. 上位計画による位置づけ |

2. 街路樹の現状及び課題

- | | |
|--------------|------------------|
| 2. 1. 現地確認調査 | 2. 2. 街路樹再生に係る課題 |
|--------------|------------------|

3. 街路樹再生方針

- 3. 1. 路線全体の整備方針
- 3. 2. 環境別区間（ゾーニング）の設定
- 3. 3. 樹種及び樹形寸法の設定

4. 必要経費等の検証

- 4. 1. トータルコスト比較
- 4. 2. 再生計画実施に係る概算事業費及び年次計画